

定例委員会の開催状況

第1 日時 平成15年2月20日(木)
午前10時 ~ 午後0時05分

第2 出席者 谷垣委員長
渡邊、荻野、安崎、川口、大森各委員、
長官、次長、官房長、生活安全局長、刑事局長、交通局長、
警備局長、情報通信局長

第3 議事の概要

1 議題事項

(1) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律案について

警察庁から、建物に侵入して行われる犯罪の防止に資するため、正当な理由のない特殊開錠用具の所持等の禁止、指定建物錠の防犯性能に関する表示制度等を整備する特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律案について説明がなされ、原案どおり決定した。

委員長及び各委員から、

「 一定の物品を所持することを規制する法律はめずらしいと思うが、ドライバー等指定侵入工具を隠して携帯してはならないという規定については、職務質問等によってそれを発見することを想定しているのか。また、それは侵入窃盗犯の累増への対策としては有効だと思うが、国民の理解を得るために十分な説明が必要だと思う。

政令で工具の種類等を使用実態を踏まえて詳細に規定する必要が

ある。工具の種類が法律で明記されているのはドライバー、パールだけだが、ドライバーと同様に日常生活工具として紛らわしいものが本当は問題であり、それをどこまで政令で規定するのかということだと思う。正当な理由でドライバー等を携帯しているのであれば、職務質問された時にきちんとその旨説明すればいいことであろう。

「違法な携帯」とはどういう場合なのかということが、実際のところ、かなり難しいところであろうと思う。そのためには、ドライバー等を使用しての犯罪実態がどうなのかということが関係してくると思われる。」

旨の質問及び意見があり、警察庁から、

「業務その他正当な理由なく隠して携帯をすることを禁止する立法例としては軽犯罪法があり、その中で、ドライバー等の侵入用具が同じような形で規制されている。軽犯罪法では、侵入用具と言っても非常に幅広く規定されており、例えば軍手も含まれている。この法律では、ドライバー等も侵入犯罪に多用されているので、その中から、危険性が高い、一定の物を抜き出し、一方で、日常的に汎用性もあるので、業務その他正当な理由なく隠して携帯をする者との要件の下に、一定の刑事罰を与えることにしていきたいと考えている。現場における運用としては、街頭において不審な人物を発見した警察官が職務質問を行い、持ち物等から例えばパール等が発見された際に、そういう物を携帯している正当な理由があるのかを確認し、総合的に判断する。そして、正当な理由なく隠して携帯していると認められる者については、本規定を適用して検挙することによって、軽犯罪法で検挙するよりも更に効率的、効果的に対処していくことができると考えている。

住宅侵入犯罪用具として使われる主なものの1つがドライバーであり、非常に伝統的な侵入用具として使われているという実態があるので、これについて規制する必要性は非常に高いと思う。軽犯罪法での検挙事例も過去にかなりあり、実務的、判例的にも内容は確定しているので、通常的生活をしている方が、何らかの理由でドラ

イバーを持っていることについては、御心配していただくことはないと思うが、更にその点の説明を十分に行ってご理解をいただくように努めていきたい。

政令では、例えばドライバーであれば、侵入犯罪における使用実態等を勘案して一定の大きさのものを定めることになると思われる。」

旨、説明した。

(2) 不正アクセス行為の発生状況等の公表について

警察庁から、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、平成14年中の不正アクセス行為の発生状況等について公表することとした。」旨の説明がなされ、原案どおり決定した。

(3) 自動車安全運転センター法の一部を改正する法律案について

警察庁から、自動車安全運転センターを民間法人化するため、同センターに対する政府の関与の縮小等を行うことを内容とする、自動車安全運転センター法の一部を改正する法律案について説明がなされ、原案どおり決定した。

(4) 国家公安委員会への意見・要望文書等の措置について

国家公安委員会あての電子メール、書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を要するものについては、その内容を原案どおり了承した。

2 報告事項

(1) 構造改革特区に係る第2次提案募集への対応について

警察庁から、構造改革特区に係る第2次提案募集で提案された警察関係特区案への対応について報告がなされた。

委員から、「カジノの設置に関する特例への対応は、どこが決めるのか。」旨、質問があり、警察庁が、「カジノ特区については、刑法の特例に関するものという意味では法務省であろうかと思うが、警察庁も関連して対応しているところである。」旨、説明した。

委員から、「構造改革特区に係る交通規制や道路使用許可の円滑化については、実施の方向でいくのかもかもしれないが、他方で、雑踏警備については、主催者の責任や警察の専門家としてのアドバイスとのバランスを勘案し、どのように実施できるか考える必要があると思う。また、何か事故が起こった時に、過重な管理責任が生じないような、法律上のマニュアル的なものがあるのか。」旨、質問があり、警察庁が、「イベント等に伴う道路使用許可等については、場所や時期、時間帯など他の利用者に与える影響を勘案し、場合によっては条件を付すなど、主催者側とよく相談しながら、安全措置をきちんと講じることが大事だと思っている。」「ご指摘のような雑踏警備については、損害賠償請求訴訟などの時に、どこまでそれが認められるかという問題は別として、留意事項を示すことは可能であると思う。」旨、説明した。

委員から、「違法停車、違法駐車 of 認定権限等の市町村への移管について、特区で対応できないとした理由は何か。」「違法駐停車の問題は、本来の捜査権限の問題であり、これは警察の職責である。それを特定の市町村にだけ権限を移せという提案は、現行の第一次捜査権限体制を損なうことになり、問題があると説明すべきではないのか。」旨、質問があり、警察庁が、「この問題は、法律の制度の在り方全体に係るものであり、昨年の政府の総合規制改革会議の答申の中で法制度の在り方も含めて検討し、平成15年度中に結論を得るということで回答している。一方、レッカー移動については、指定車両移動保管機関として市の公益法人を指定すれば協力してできるシステムがあるので、一緒にそれをやらないかと提案している。」旨、説明した。

委員から、「『セグウェイ』とはどういうもので、歩行者と位置づけるとは、どういうことなのか。」「『セグウェイ』は、アメリカ

では、車道を走っているのか、それとも歩道を走っているのか。」旨、質問があり、警察庁が、「『セグウェイ』というのは、いわゆる「電動キックボード」のように、モーターがついた二輪車の商品名である。今回の特区での要求は、これを歩行者とみなし、歩道を走らせたいというものであるが、『セグウェイ』は、道路運送車両法上の自動車又は原動機付自転車に該当し、同法に基づく技術基準に適合しなければ、歩道、車道を含め、道路通行することができないものである。仮に技術基準に適合したとしても、道交法上、自動車又は原動機付自転車に該当し、車道を走らなければならず、運転免許が必要となるものである。『セグウェイ』は、アメリカでは30数州で一定の条件を付するなどして、歩道等の道路通行を認める法律が制定されているようである。」旨、説明した。

(2) 国会の状況について

警察庁から、2月13日に行われた衆議院予算委員会の状況等について報告がなされた。

(3) 平成14年中のハイテク犯罪の検挙及び相談受理状況等について

警察庁から、ハイテク犯罪の検挙件数及び相談受理件数がそれぞれ前年に比べ大幅に増加していること等平成14年中のハイテク犯罪の検挙及び相談受理状況等について報告がなされた。

委員から、「ハイテク犯罪のデータで、実感からするとクレジットカードが関連する犯罪の統計数字が少ないように思うが、これは通常行われるクレジットカードの関連被害の中で限定的な分だけ統計的に入れたということか、それとも、本当にこの程度しかないのか。」旨、質問があり、警察庁が、「クレジットカードのうち、他人のクレジットカードをスキミングして、偽造カードを作るという犯罪が含まれているが、どのような仕分けになっているか改めて説明をさせていただきたい。」旨、説明した。

(4) 新宿区歌舞伎町における雑居ビル火災に伴う多数焼死事件について
(警視庁)

警察庁から、「警視庁は、平成13年9月1日発生した新宿区歌舞伎町一丁目の雑居ビル火災事件に関し、2月18日、ビル所有者等6人を業務上過失致死傷罪で逮捕した。」旨の報告がなされた。

(5) 直方市長及び県幹部職員による県発注事業をめぐる贈収賄事件について (福岡県警察)

警察庁から、「福岡県警察は、2月15日、福岡県が発注する土木事業の整備促進等に関して、同県土木事務所長に現金数百万円を贈った直方市長を贈賄罪で逮捕するとともに、同土木事務所長を収賄罪で再逮捕した。」旨の報告がなされた。

(6) 元永代信用組合組合長らによる背任事件について (警視庁)

警察庁から、「警視庁は、元永代信用組合組合長らが、抵当証券会社が所有する回収見込みのない延滞貸付債権を、回収を確保する措置を講ずることなく同社から買い受け、その代金として約78億円を同社名義の口座に入金した事案に関し、2月13日、元組合長ら4人を背任罪で逮捕した。」旨の報告がなされた。

(7) 小泉総理大臣の大韓民国訪問をめぐる動向と警察措置について

警察庁から、「小泉総理大臣は、2月24日から25日までの間、「韓国大統領就任式」出席等のため、大韓民国を訪問する予定であり、警視庁では、所要の体制で警護警備を実施することとしている。」旨の報告がなされた。

(8) 平成14年中における技術支援状況について

警察庁から、平成14年中における都道府県警察の事件捜査等に対する技術支援の状況等について報告がなされた。

(9) アジア地域サイバー犯罪捜査技術会議の開催について

警察庁から、「2月26日から28日までの間、東京都内において、10か国1地域でサイバー犯罪への技術面での対応に従事する警察機関職員20人の参加を得て、「アジア地域サイバー犯罪捜査技術会議」を開催することとした。」旨の報告がなされた。